

千葉県緑区役所自習室利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県緑区役所自習室管理要綱（以下「要綱」という。）による千葉県緑区役所自習室（以下、「自習室」という。）の管理及び利用について、必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 自習室の利用対象は、小学生を除く12歳以上の市民とする。

(利用の申込み)

第3条 自習室の利用申込みは、次のとおりとする。

(1) 申込場所

緑区役所3階 緑市税出張所カウンター

(2) 申込方法

自習室を利用しようとする者は、自習室利用申込書（様式第1号）を申込場所に提出し、自習室利用許可証（様式第2号）を受け取ることとする。

(利用方法)

第4条 自習室を利用する者は、自習室利用許可証を指定された机上に置くこととし、

60分以上席を離れる際には、前条(1)で定める申込場所に返還しなければならない。

また、貴重品等の管理等は自習室を利用する者が自らの責任をもって行うこととする。

(禁止事項)

第5条 自習室を利用しているときは、次の事項を禁止する。

(1) 飲食・喫煙

(2) パソコンや電卓など音の出る機器の使用

(3) 私語やヘッドフォンから音漏れ等、他の利用者に自習の妨げとなる騒音

(4) 自習室利用許可証の又貸し

(5) 携帯電話の使用

(6) その他地域振興課長が特に管理上支障があると認める行為

附 則

この要領は、平成22年12月6日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

千葉市緑区役所自習室利用申込書

下記のとおり、千葉市緑区役所自習室の利用を申し込みます。

氏名	
利用日	年 月 日

※ 利用に際しては、以下の注意事項を順守してください。

- (1) 自習室内での飲食・喫煙は、できません。
- (2) 携帯電話の電源は、お切りください。
- (3) パソコンや電卓など音の出る機器の使用は、できません。
- (4) ヘッドフォン・イヤフォンを使用の際は音漏れにご注意ください。
- (5) 自習室利用許可書の又貸しは、できません。
- (6) グループ自習コーナー以外での私語を禁止します。(グループ自習コーナーにおいてもその他の利用者に迷惑となるような私語は禁止します)
- (7) 貴重品は、自らの責任により管理してください。

様式第 2 号

(表面)

自習室利用 許可証 No. _____

※ 利用に際しては、裏面の注意事項を順守してください。

(裏面)

《 注意事項 》

- (1) 自習室内での飲食・喫煙は、できません。
- (2) 携帯電話の電源は、お切りください。
- (3) パソコンや電卓など音の出る機器の使用はできません。
- (4) ヘッドフォン・イヤフォンを使用の際は音漏れにご注意ください。
- (5) 自習室利用許可書の又貸しは、できません。
- (6) グループ自習コーナー以外での私語を禁止します。(グループ自習コーナーにおいてもその他の利用者に迷惑となるような私語は禁止します)
- (7) 貴重品は、自らの責任により管理してください。